

【9】優先業務の想定

②優先度の高いサービス行為の考え方

①訪問介護におけるサービス行為ごとの区分からみた優先度（前のページ）において
当社が「優先度が高い」と判断した項目の実施内容についての整理を記載する。

サービス準備・記録等

優先度	項目	実施の場合の考え方
○	サービス提供の記録	サービス提供の記録は、介護報酬請求等に必要とされる証憑であることから、記録することが望ましい。 何らかの事情により、訪問先の居宅で記録できない場合、その日のうちに事業所等安全な場所で記録する。 被災状況により、所定の記録用紙（サービス記録）がない場合は、必要な情報を何らかの形で記録しておき、後日所定の記録用紙に転記すること。

身体介護

優先度	項目	実施の場合の考え方
○	排泄介助	断水で水洗トイレが使用できない場合は簡易トイレを作成する（便座にビニール袋を取付け新聞紙やペットシート等を敷く）やむを得ない場合はリハビリパンツやおむつを装着していただく。
◎	食事介助	利用者様の嚥下能力に適した食事の準備ができる場合は対応する。胃ろう対応も含む。
◎	特段の配慮を要する調理	食材の在庫があり、かつ調理ができる環境が整っている場合は実施する。
○	口腔ケア	肺炎のリスクが高い方にはできる限り実施する。断水の場合は口腔ケアより飲み水の確保が優先されるため、柔らかい布等で口腔内の残渣物を取り除く。
○	体位交換	褥瘡予防のため、自力で寝返りや起居および移乗ができない方に対して実施する。
◎	服薬介助	服用しないことで症状が重篤化するおそれのある方に対して実施する。また、残薬が少ない場合は主治医に確認し指示を仰ぐ。
◎	喀痰吸引	停電中でも、予備電源等で吸引器の使用が可能な場合、所定の研修を履修した担当職員もしくは訪問介護員が対応する。

